

令和5年5月2日

組合員・ご利用者各位

ちば東葛農業協同組合
代表理事組合長 高橋 一雄

「第三者委員会」の報告書の受領に関するお知らせ
および今後の対応について

当組合において、元関宿支店職員による畜産飼料の売上金横領事案の発生および、常勤理事が本件公表を行わなかったことについて、令和4年12月1日に第三者委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、調査を実施しておりました。

令和5年4月28日に委員会より最終調査報告書を受領しましたので、令和5年2月10日付「不祥事件発生のお詫びと今後の対応について」にてお知らせした以降に調査にて判明した同一の当事者による不適切な事案2件をご報告するとともに、事実関係の詳細な把握、原因の究明及び再発防止策の提言等について、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査報告書（最終）について

委員会の調査結果につきましては、本日当組合のHPに掲載する調査報告書をご覧ください。

2. 新たに判明した不適切な事案について

《事案1：当組合非常勤理事に対する架空の飼料代金請求》

- (1) 発生店舗 関宿支店
- (2) 当事者 元関宿支店副支店長（畜産飼料の売上金横領の当事者と同一）
- (3) 発生時期 平成30年9月
- (4) 事案の概要

当事者が平成30年頃より行っていた畜産飼料の売上金横領（令和5年2月10日付「不祥事件発生のお詫びと今後の対応について」のとおり）により発生した、実地と帳簿上の棚卸差異の帳尻を合わせるため、畜産農家である当組合非常勤理事に対して架空の飼料供給・代金請求を不正に行ったもの。

- (5) 被害額
なし（非常勤理事から返品があったことを装い、当事者が訂正処理を行ったため）
- (6) 当事案にかかる対応
類似案件調査を実施し、類似案件がないことを確認しました。

《事案2：預かり現金の着服》

- (1) 発生店舗 うめさと支店
- (2) 当事者 元 うめさと支店副支店長
（畜産飼料の売上金横領および《事案1》の当事者と同一）

関係者 元 川間支店長（平成 30 年退職済み）
元 金融共済担当常務（令和 3 年退任済み）
元 うめさと支店長（現総務企画担当常務）

（3）発生時期 平成 24 年 4 月～平成 28 年 5 月

（4）事案の概要

うめさと支店副支店長であった当事者が、前勤務先である川間支店時代の顧客に対し地区外集金を行っており、3 名の顧客から預かった定期積金の掛金や普通貯金への入金分の現金を速やかに入金せず一時流用していたもの。

うち 2 名の顧客については、調査の結果、最終的に預かった金額と入金額に相違はなかったものの、うち 1 名については、入金額が相違していた。当該顧客が当事者を刑事告訴したものの、当時の川間支店長仲介のもと示談に至り、当該顧客は最終的に刑事告訴を取り下げた。本来 JA として行うべき行政等に対する本件の報告を行わなかったことが認められるもの。

（5）被害額 885,000 円（当事者により補填済み）

（6）当事案にかかる対応

類似案件調査を実施し、類似案件がないことを確認しました。

3. 当事者・関係役員の責任・処分

（当事者）第三者委員会における調査結果を踏まえ、厳正に対処してまいります。

（関係役員）令和 5 年 2 月 10 日付「不祥事件発生のお詫びと今後の対応について」にてご報告したとおり、第三者委員会の中間答申に基づき、関係役員について以下のとおり処分を行っております。今回の最終調査報告書において、関係役員へ追加の責任を認定されなかったことから、以下のとおりの処分から変更ございません。

- ・前代表理事組合長：辞任
- ・前指導経済担当常務理事：辞任
- ・専務理事：役員報酬の 40% 6 か月分を自主返上
- ・総務企画担当常務理事：役員報酬の 40% 6 か月分を自主返上
- ・金融共済担当常務理事：役員報酬の 40% 6 か月分を自主返上

なお、理事会において管理責任として常勤監事は役員報酬の 5%3 か月を自主返上

4. 監督官庁への報告

最終調査報告書および上記新たに判明した不適切な事案 2 件について、法令に基づき千葉県農林水産部団体指導課への報告を行いました。

5. 今後の対応

当 JA としましては、委員会の調査結果を真摯に受け止め、このような事案を再び起こさないよう、役職員のコンプライアンス教育および指導を一層強化し、再発防止の徹底・信頼回復に組織を挙げて取り組んでまいります。

以 上